

令和3年3月19日

住宅瑕疵担保履行法に基づく届出における押印の廃止について

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第10号）の一部改正に伴い、令和3年1月1日より各届出書等の押印が廃止されました。改正された様式は以下のとおりです（宅地建物取引業における届出のみ）。

- ・ 第7号様式（届出書）
- ・ 第7号の2様式（一覧表）
- ・ 第8号様式（住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書）
- ・ 第9号様式（住宅販売瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認申請書）
- ・ 第10号様式（住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書）
- ・ 第11号様式（住宅販売瑕疵担保保証金の保管替え等についての届出書）
- ・ 第12号様式（住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しについての承認申請書）

なお、申請者欄等に「印」の表記のある旧様式による申請書等及びすでに押印されている申請書等も受付いたしますので、書類を再作成いただく必要はありません。

担当
住宅政策本部 住宅企画部
不動産課 履行法担当
03-5320-5076